

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	中央卸売市場 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	食肉処理場の使用許可申請
概 要	処理場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	食肉処理場条例第2条第1項 (昭和59年4月1日条例第21号) (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎使用許可を受けるためには、次の要件をすべて満たすことが必要です。 (1) 申請者が、卸売市場法に基づく卸売業者であること (2) 本処理場での一日当たりの施設処理能力（牛200頭、豚1,000頭）を越えて処理をしないこと。ただし、特に必要と認めた場合はこの限りでない。
標準処理期間	2週間～1か月（補正に要した期間を除く。）
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（南港市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（南港市場）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023288.html
備 考	—